

委託仕様書（C） 総価契約：カーテン保守業務分

1 目的

千葉市立青葉病院で使用するカーテンを常に良好な状態で使用できるよう汚損時の交換、定期的クリーニングなどの保守を行うものである。

2 履行場所

千葉市立青葉病院（千葉市中央区青葉町1273番地2）

3 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 委託内容

（1）カーテン保守業務

ア 定期メンテナンス

カーテン管理台帳を整備し、登載されているカーテンを1年に1回の洗濯を行うこと。
なお、洗濯期間中は同等の性能を有する予備カーテンを取付けること。

イ カーテン・ランドリークリーニングの方法

- ・予洗（1回～2回、常温にて最低5分以上）
- ・本洗（1回～2回、30℃～60℃洗剤にて約10分）
- ・濯ぎ（2回～3回、1回につき最低3分以上）
- ・脱水（遠心分離機にて絞り脱水）
- ・プレス仕上げ（カーテン用ヒートローラーにて一枚ずつプレス仕上げ）

※ カーテンの生地により、適切な回数・温度・時間で行うこと。

ウ カーテンの破損等

- ・感染症などに係るカーテンの洗濯方法については、厚生労働省の示すガイドラインに基づき実施すること。
- ・縫い目のほつれ、破損、収縮などが生じた場合は、速やかに補修を行うこと。

エ その他

- ・上記業務を実施するときは、作業工程表を提出し発注者の承諾を得ること。
- ・業務にあたっては、発注者の指示に従い、病院業務に支障の無いよう心掛けること。
- ・業務に関わる従事者は、必ず業者を証明する名札を付けて作業すること。

（2）その他

- ・カーテンの取付けは、すべて受注者が行うこと。
- ・クリーニング業法などの関連法規等を遵守すること。
- ・受注者の変更がある場合、当該受注者の準備業務支援を行い、円滑に移行することができるようにすること。
- ・この委託内容から変更が生じた場合は、発注者と協議の上、決定すること。